

長野県廃棄物処理計画（第5期）本文

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

長野県は、標高3千メートル級の高山を有し、平地を縫って流れる天竜川、木曾川は太平洋に、千曲川、犀川が合流して流れる信濃川は日本海に注いでいます。県歌「信濃の国」にもうたわれている広大な自然が本県の大きな特徴です。

私たちはこの美しく豊かな自然環境を守り、県民の大切な財産として次の世代に引き継いでいかなければなりません。

近年、気候変動や海洋プラスチックといった地球規模の問題から、水質汚染、大量の食品ロスなどの身近な生活に係る問題まで、社会全体で取り組むべき多くの課題を抱えています。

特に廃棄物の分野については、人口減少、資源の制約、輸出規制など社会経済の動向を踏まえ、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの資源の効率的な利用や発生抑制、リサイクル、適正処理を進め、「循環型社会」を形成していくことが必要です。

そのため、県では令和元年6月に長野県軽井沢町で開催された「G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」に先立ち、一般社団法人 ICLEI 日本とともに「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言（以下、長野宣言）」を行いました。この中では、自ら低炭素社会、循環型経済・バイオエコノミー（バイオマス等の活用）及び自然共生社会の統合につながる「地域循環共生圏」の実現を追求していくことを表明するとともに、G20 各国政府に対しプラスチック使用の削減、3Rの推進及び適切な廃棄物管理を進めるための関係者間の連携等の支援を呼びかけています。

また、令和元年12月6日には都道府県としては初の「気候非常事態宣言」を宣言し、この中で「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」にすることを決意し、県民一丸となった取組を進めることとしています。

このような背景を踏まえ、県では、令和3年度を初年度とする「長野県廃棄物処理計画（第5期）」を策定し、本県が取り組む各種廃棄物施策の方向性とその具体的な目標を明らかにした上で、県民、事業者、市町村、県といった多くの主体が連携・協働し、循環型社会の形成に向けて、総合的かつ計画的に取り組んでいきます。

2 計画の位置付け

我が国における環境政策の基本的な考え方は環境基本法に、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みは循環型社会形成推進基本法に、廃棄物の具体的な処理方法等は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において定められています。

この廃棄物処理法の第5条の2に基づき、国は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（国の基本方針）を定めており、本計画は同法第5条の5に基づき、都道府県が国の基本方針に沿って定めることとされています。

本計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画として、循環型社会形成推進基本法を踏まえて策定するものです。

これらの法律によるほか、しあわせ信州創造プラン 2.0（長野県総合5か年計画）及び長野県環境基本計画を上位計画とする個別計画としています。

また、本計画は、令和元年5月24日に成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）第11条に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（国の基本方針）を踏まえ、都道府県が策定する食品ロス削減推進計画として位置付けています。

さらに、平成31年3月29日付け環境省通知において、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するため、都道府県は管内市町村等と連携し、策定が義務付けられている持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る計画に位置付けています。

本計画は、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づく「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年環境省告示第7号）の基本的な事項及び同法第5条の3第1項に基づく「廃棄物処理施設整備計画」（平成30年6月19日閣議決定）の廃棄物処理施設整備事業に関する計画として策定します。

<循環型社会とは>

「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」をいいます。

（循環型社会形成推進基本法第2条より抜粋）

3 SDGs による施策の推進

平成27年9月にアメリカ合衆国・ニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において、SDGs（持続可能な開発目標）を中核とする「持続可能な開発

のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGsは、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより持続可能な社会の実現を目指すものであり、2030年までに達成すべき17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられています。

目標達成に向けては、県民・NPO、事業者、行政機関などすべての個人・団体がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動していくことが求められます。また、SDGsは一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指しており、今後、環境政策には、環境を保全することにとどまらず、環境保全の取組を通じ経済・社会の諸課題を解決する役割が求められています。

本計画では、SDGsの視点を踏まえ、県民・NPO、事業者、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップにより、持続可能な社会の実現を目指します。



図 1-1 SDGs 17 ゴール

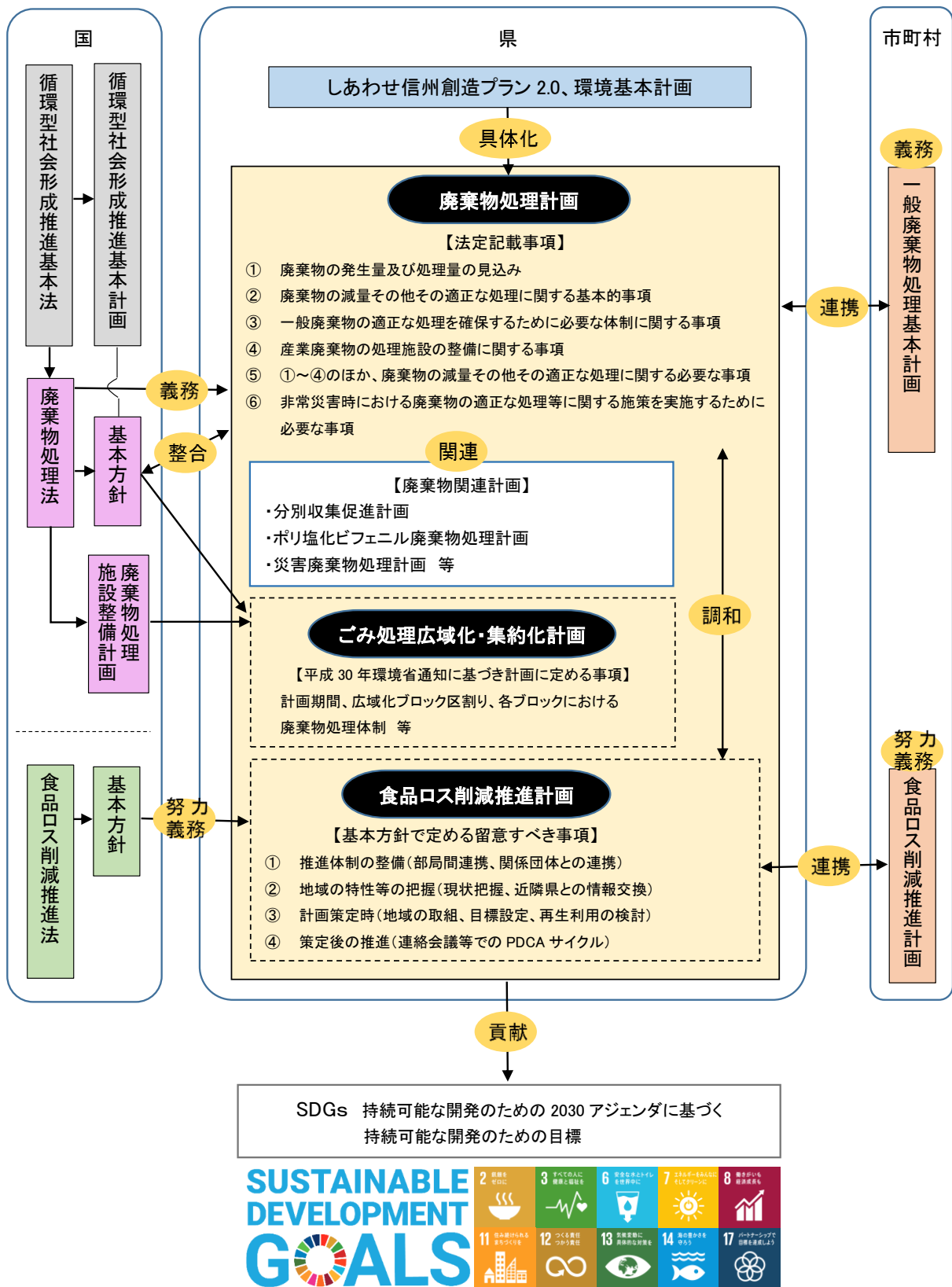


図 1-2 廃棄物処理計画の位置付け

4 計画の期間

令和3年度から7年度までの5年間とします。

5 目指す将来像

目指す将来像は、大量生産・大量消費型の経済社会から転換し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減され、将来にわたって持続的な活動が行われる「循環型社会」です。

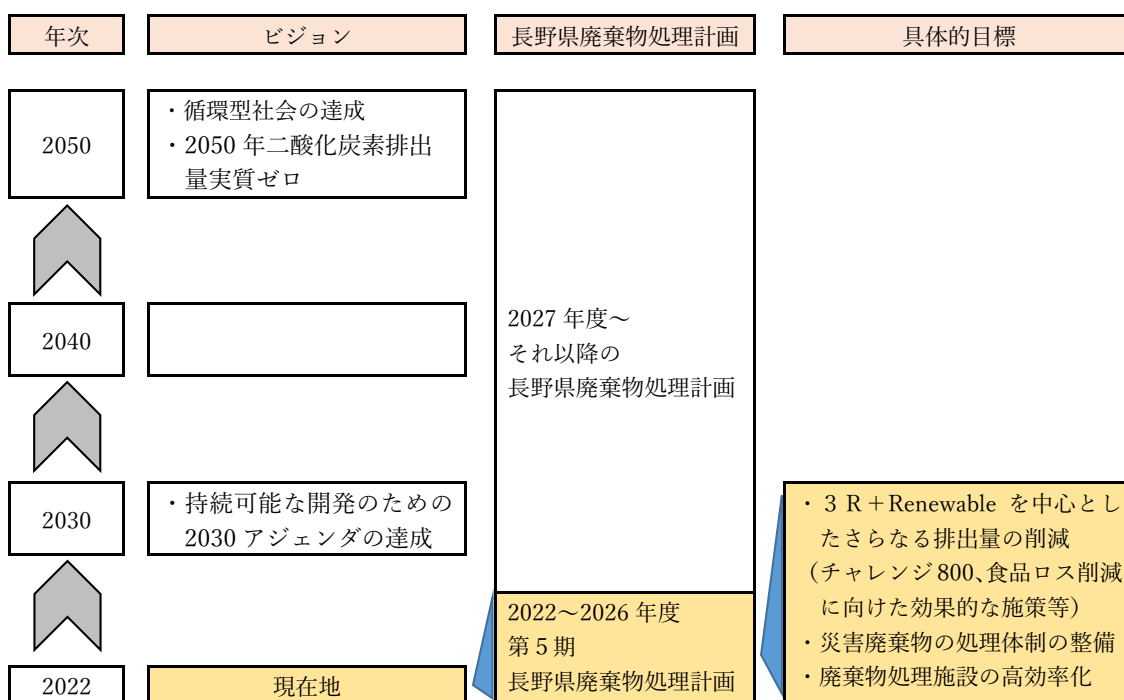


図 1-3 目指す将来像について

本計画では「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を決意した気候非常事態宣言、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)¹」との整合性を図りつつ、今後5年の目標値を設定します。

¹ (参考) 廃棄物分野における主なSDGsの目標とターゲット

目標 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

目標 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

目標 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

目標 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。

目標 14.1 2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

6 重点方針

以下の3点を重点方針として定めます。

(1) 3R+Renewableの推進

廃棄物の減量化を進める際の3R（スリーアール）とは、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の総称です。この3Rのうち、リサイクルに比べて優先順位が高いリデュース、リユースの2つは「2R（ツーアール）」と呼ばれています。

循環型社会の形成の推進にあたっては、“できるだけごみにしない”という、ごみの発生自体を抑制するリデュース及びリユース「2R」の取組を積極的に進めることに加え、循環資源としての廃棄物のリサイクルも進めていく必要があります。

さらに、プラスチック廃棄物の問題や気候変動への対応を考慮した際、国のプラスチック資源循環戦略の「再生可能な資源への代替（Renewable）」の取組を進め、環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進していきます。

(2) 気候変動がもたらす災害への適応

地球温暖化はもはや疑う余地がないとされ、気候変動がもたらす様々な影響、例えば大雨や洪水による災害、感染症の発生などに対し、生活環境を維持していくために、廃棄物の処理を持続的、適正に実施していく必要があります。

令和元年東日本台風災害では、多くの県内市町村が被災し、それに伴い大量の災害廃棄物が発生しました。

このような大規模災害が発生した際、被災した県民が早く通常の生活を取り戻すためには、大量の災害廃棄物を短期間で適正に処理していくことが欠かせません。

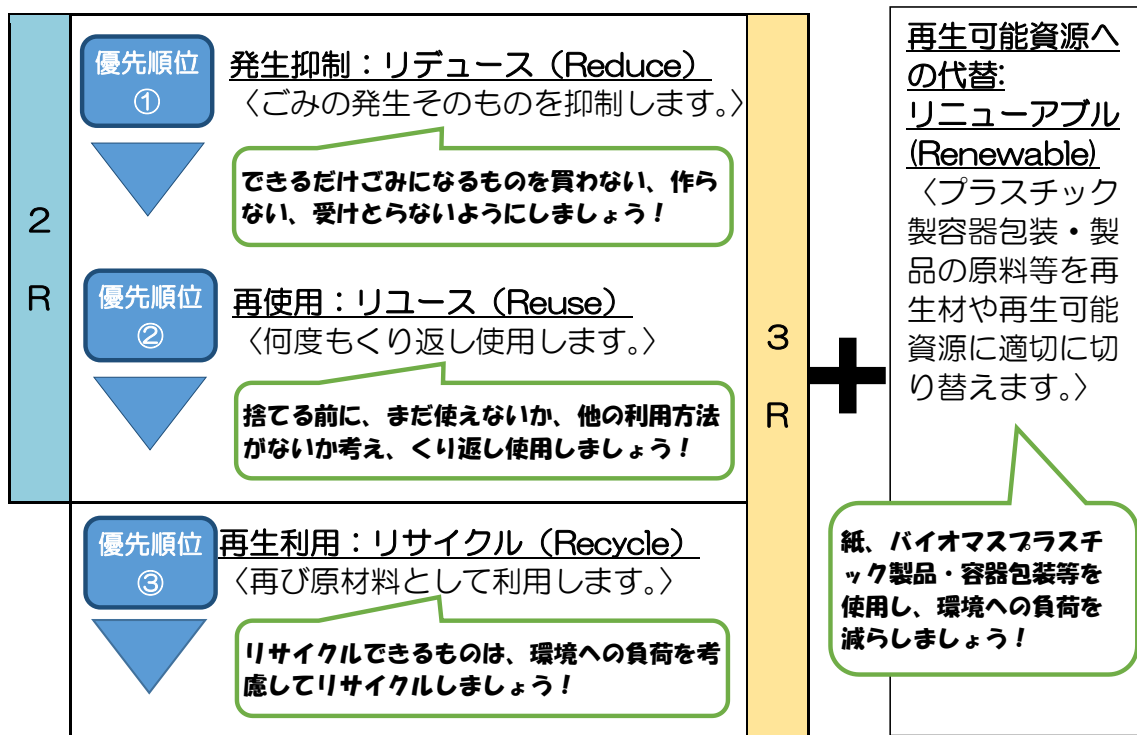
そのため、県内での災害廃棄物処理に関わる関係者はもとより、県外での関係者とも日頃から災害時における対応について情報交換を行い、迅速な災害廃棄物の処理体制を整えていくことが必要です。

(3) 低炭素社会へのチャレンジ

廃棄物の発生抑制に取り組むことはもちろん、やむを得ず焼却等処理された廃棄物においても、そこから生じるエネルギーを地域に循環させていくことで資源の有効活用が図られます。例えば、焼却によって得られた熱エネルギーで温水を作り地域へ還元すること、また、発電したエネルギーを施設の電力として使うことや売電するなど、廃棄物の再資源化として利用することが大切です。

また、ごみ処理施設の集約化・大規模化など高効率な施設整備は、施設の省エネルギー化のみならず、発電効率や熱利用率の向上が期待され、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減につながります。

これら取組の推進によって、化石燃料への依存度を軽減し、低炭素な社会の実現に寄与し、ひいては地球規模の課題である地球温暖化防止へも貢献していきます。



3R+Renewable

それでも、ごみになってしまうものは・・・

熱回収
〈単に焼却するのではなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収します。〉



適正処分
〈最後に残った廃棄物を適正に中間処理や埋立処分します。〉

図 1-4 処理の優先順位について

7 廃棄物の定義等

(1) 廃棄物の定義

廃棄物とは、占有者自らが利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となった物（固体又は液体）です。

廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきとされています。

(2) 廃棄物の分類

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれ処理の方法や処理責任者が異なります。

ア 一般廃棄物

一般的には、住民の日常生活に伴って生じた廃棄物のことを指しますが、廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物をいう。」と規定されており、実際には、事業活動に伴って排出される廃棄物の一部も含まれます。

市町村がその処理方法を決定し、住民及び事業者はそれに協力しなければなりません。

一般廃棄物の処理に関しては、市町村が統括的な処理責任を有しています。市町村が処理業者に処理を委託等した場合にあっても、市町村が引き続きその処理責任を有しており、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないとされています。

イ 産業廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物で、その種類は廃棄物処理法で指定されています。一般的には、質的にも量的にも市町村が処理責任を負うことが難しいものが指定されています。

排出事業者が自ら又は委託により、政令で定める収集、運搬、処分等の基準又は委託の基準に従って、処理しなければなりません。

産業廃棄物の処理に関しては、排出事業者がその処理について責任を有しています。排出事業者が処理業者に処理を委託した場合にあっても、最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるための必要な措置を講ずることが排出事業者に求められています。

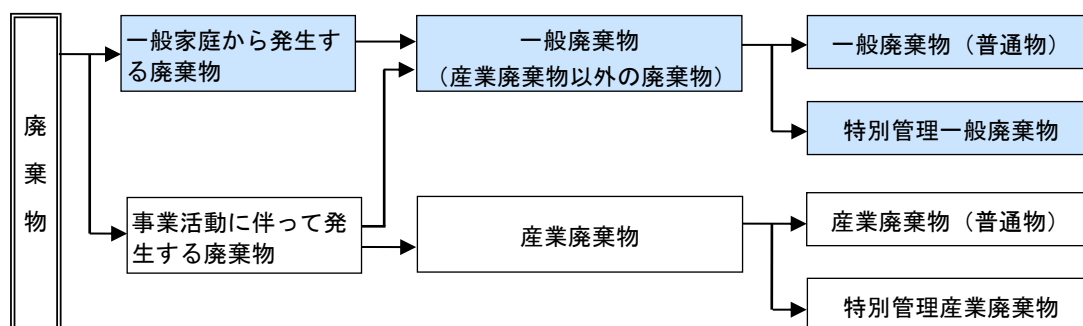
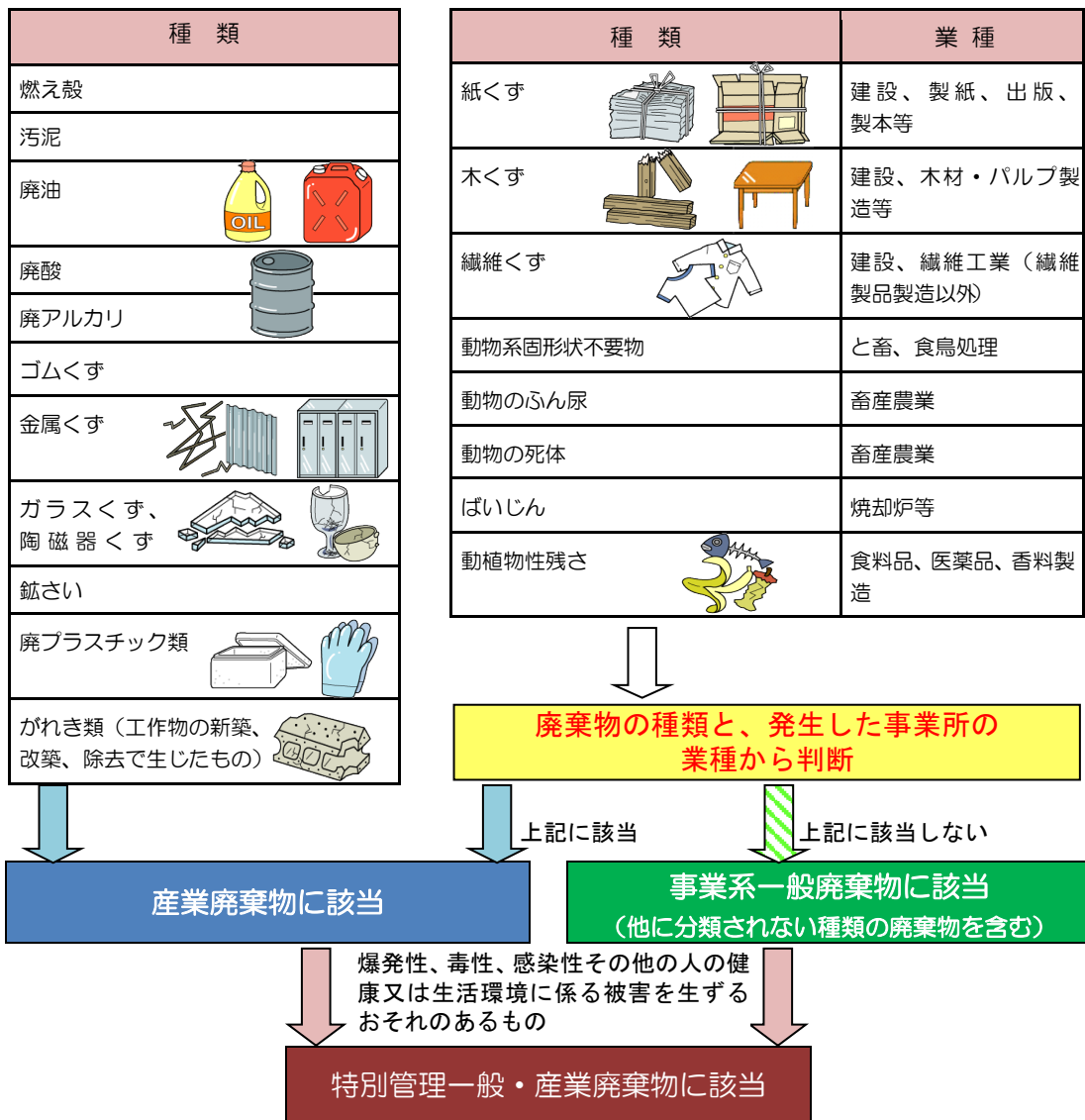
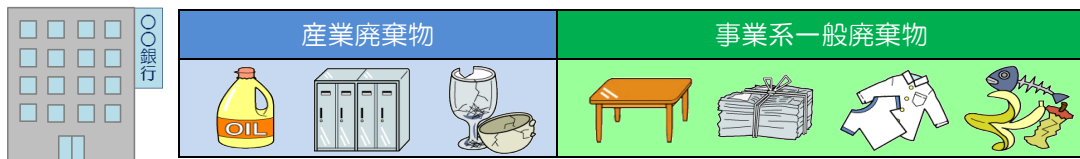


図1-5 廃棄物の体系図



例 1：オフィスや飲食店で発生する廃棄物の分類は・・・



例 2：食品工場で発生する廃棄物の分類は・・・



図 1-6 事業所から排出される廃棄物とその区分について

第2章 廃棄物の現状と目標

第1節 廃棄物の現状

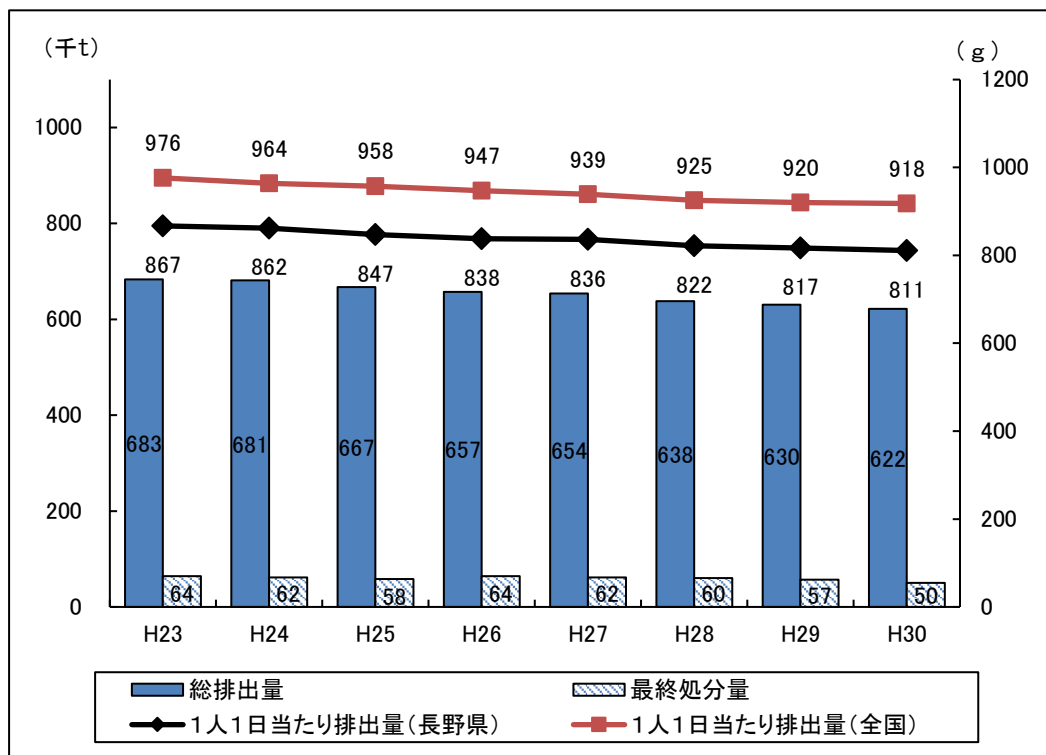
1 一般廃棄物の現状

(1) 一般廃棄物の総排出量等

平成30年度の総排出量は、約62万2千トンとなっています。県民1人1日当たりの排出量は811グラム（参考：平成30年度全国値918グラム）で、長野県は、5年連続で1人1日当たりのごみ排出量が少ない都道府県1位になりました。

平成23年度以降、総排出量、県民1人1日当たりの排出量とも減少傾向にあります。

また、平成30年度の最終処分量は、約5万トンとなっています。



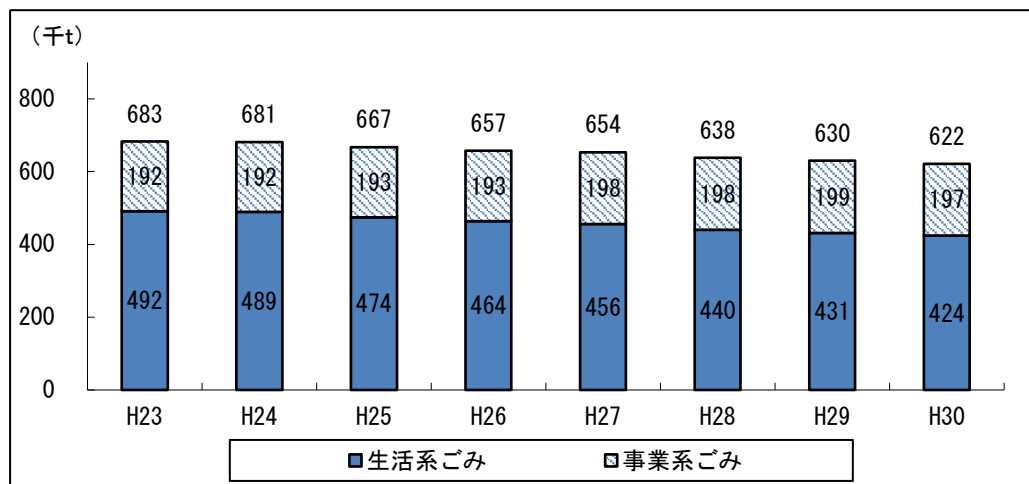
(一般廃棄物処理事業実態調査)

図2-1-1 総排出量と最終処分量の推移

(2) 一般廃棄物の種類別の排出量

平成 30 年度の総排出量約 62 万 2 千トンのうち、生活系ごみは 68.3%の約 42 万 4 千トンで、事業系ごみは 31.7%の約 19 万 7 千トンとなっています。

平成 23 年度以降、生活系ごみは減少傾向にあります、事業系ごみは横ばい傾向にあります。



(一般廃棄物処理事業実態調査)

図 2-1-2 生活系と事業系の総排出量の推移

<生活系ごみと事業系ごみ>

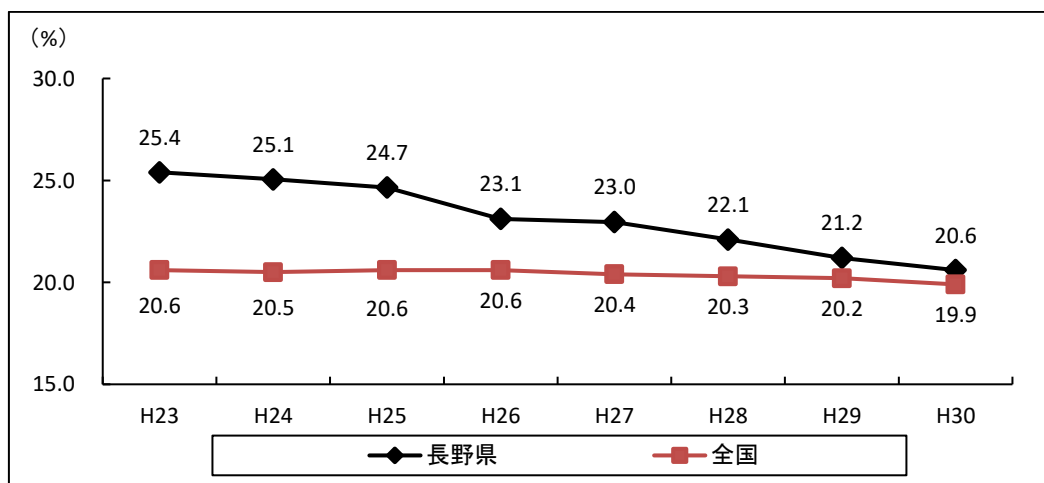
生活系ごみとは、日常生活に伴って発生する廃棄物をいいます。

事業系ごみとは、事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しないものをいいます。

(3) 一般廃棄物のリサイクル率

平成 30 年度のリサイクル率は 20.6%で、全国順位で 18 位となっています。

近年、県内での店頭回収等が増加し、市町村の回収量が減っています。このことにより、リサイクル率が減少していることが考えられます。

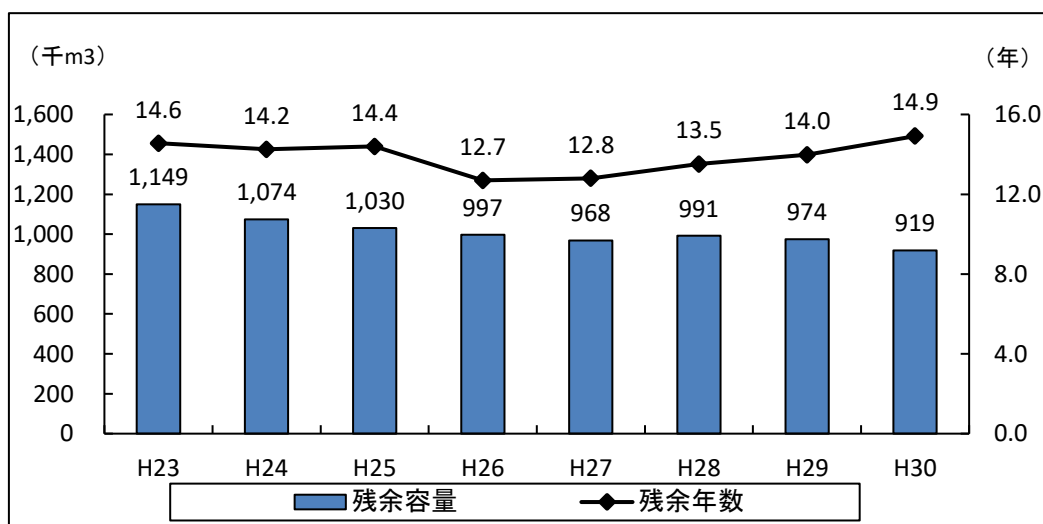


(一般廃棄物処理事業実態調査)

図 2-1-3 リサイクル率の推移

(4) 一般廃棄物の最終処分場の残余容量等

平成 30 年度の最終処分量が今後も続いた場合における一般廃棄物の最終処分場の残余年数は、平成 30 年度末で約 15 年となっています。



(平成 30 年度 資源循環推進課)

※ 残余年数とは、新しい最終処分場が整備されず、当該年度の最終処分量により埋立が行われた場合に、埋立処分が可能な期間(年)であり、(当該年度末残余容量 m^3 ÷ (当該年度最終処分量 t ÷ 埋立ごみ比重 (0.8163 t/m^3)))により算出する。

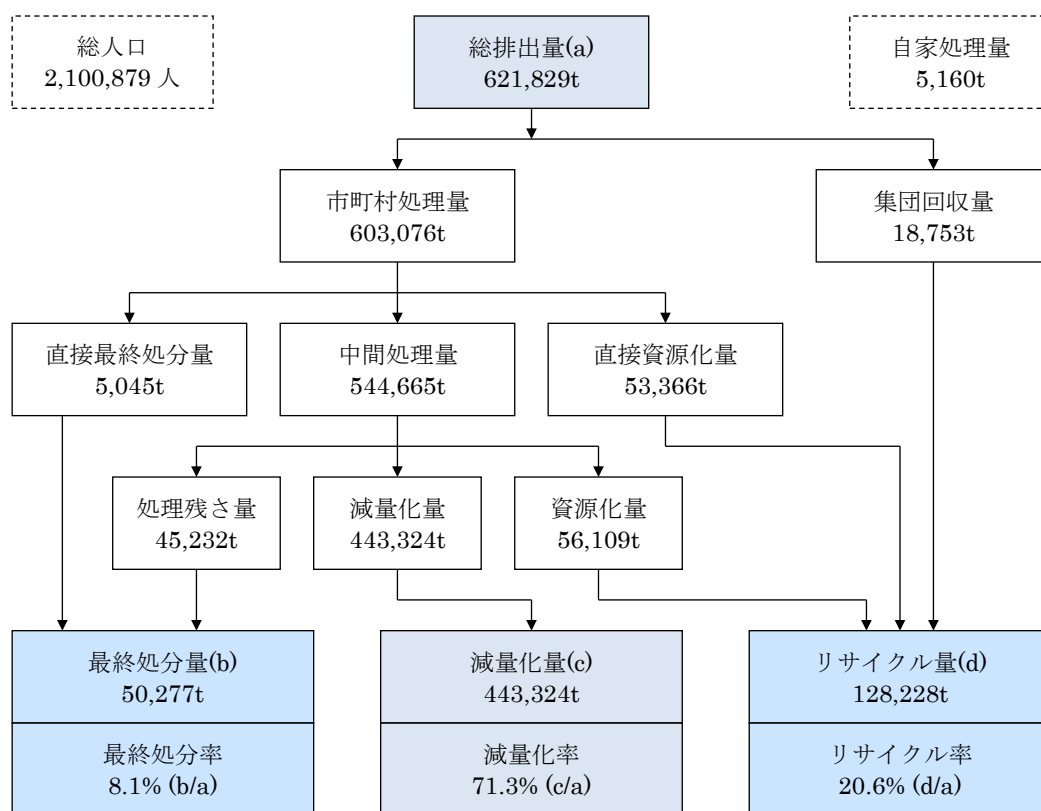
図 2-1-4 最終処分場の残余容量・年数の推移

(5) 一般廃棄物の処理量、リサイクル量等

平成 30 年度の処理状況を見ると、総排出量 62 万 2 千トンのうち、焼却、破碎等により中間処理されたものは約 54 万 5 千トン、再生業者等へ直接資源化されたものは約 5 万 3 千トン、直接最終処分されたものは約 5 千トンとなっています。

集団回収量に直接資源化量と中間処理後の資源化量とを合わせたリサイクル量は、約 12 万 8 千トンで 20.6%となっています。

直接最終処分量と中間処理後の処理残さ量を合わせた最終処分量は、約 5 万トンで 8.1%となっています。



図中の％は総排出量に対する割合です。
数値の表示については、四捨五入しているため総数と個々の数字の合計が一致しないものがあります。

(一般廃棄物処理事業実態調査)

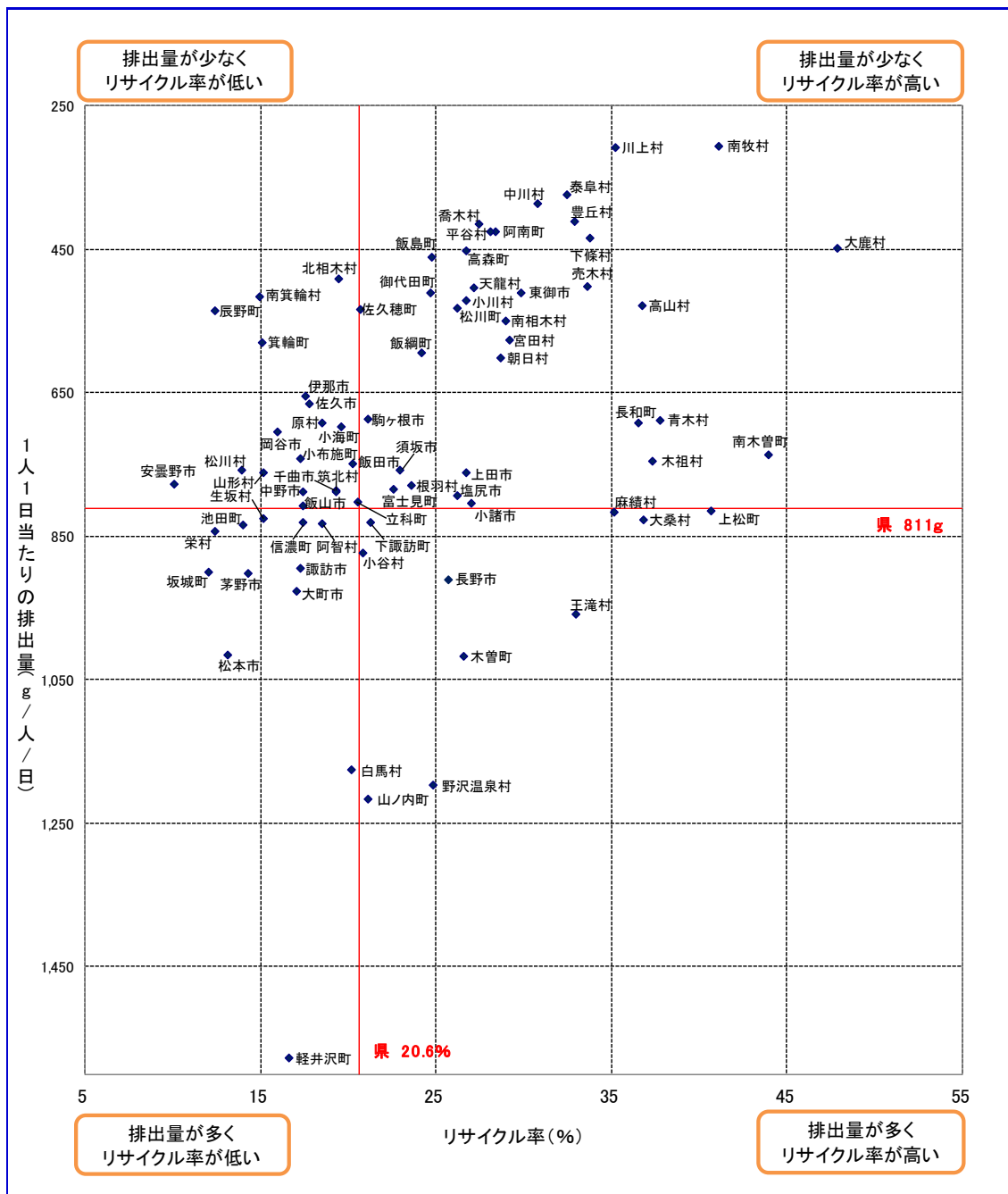
図 2-1-5 一般廃棄物の処理フロー (平成 30 年度)

(6) 市町村別の一般廃棄物の排出量及びリサイクル率

平成 30 年度の市町村別の状況を見ると、1 人 1 日当たりの排出量が多い市町村は、軽井沢町、野沢温泉村、山ノ内町、白馬村の観光地が上位を占めています。これは、観光客が滞在・利用するホテル・旅館、飲食店から排出される事業系ごみが、

定住人口で算定する「1人1日当たりの排出量」をかさ上げしているものと考えられます。

一方、1人1日当たりの排出量が少ない市町村は南牧村、川上村、泰阜村等で、生ごみの自家処理が進んでいること、住民への啓発活動が行われていることなどが考えられます。



(一般廃棄物処理事業実態調査)

図 2-1-6 一般廃棄物排出量とリサイクル率の市町村分布 (平成 30 年度)

(7) 一般廃棄物処理施設の設置状況

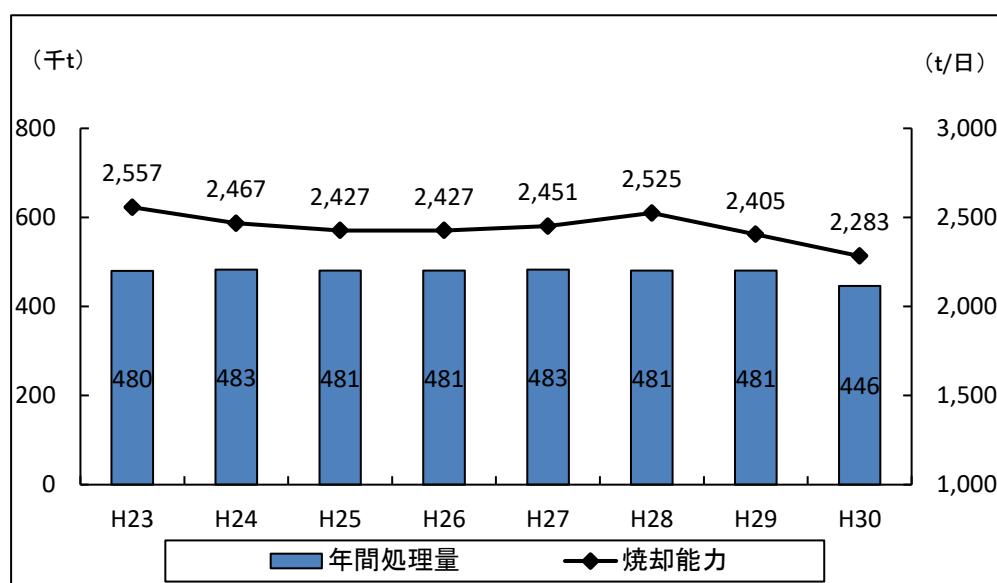
ア 焼却施設

平成 30 年度末現在、一般廃棄物の焼却施設は 23 施設で、処理能力の合計は約 2,283 トン／日となっています。

燃焼方式別では、全連続式（24 時間運転）が 11 施設、准連続式（16 時間運転）が 5 施設、バッチ式（8 時間運転）が 7 施設となっています。

処理能力は、近年、集約化が進んだことにより減少傾向にあります。また、年間処理量も減少傾向にあります。

なお、一部の市町村は、民間委託や県外市町村との共同処理を行っています。



(一般廃棄物処理事業実態調査)

図 2-1-7 年間処理量と処理能力の推移

イ 最終処分場

平成 30 年度末現在、一般廃棄物の最終処分場は 37 施設で、残余容量は約 92 万立方メートルとなっています。

区分	施設数	処理能力・残余容量
焼却施設	23	2,283 t / 日
最終処分場	37	918,530 m ³

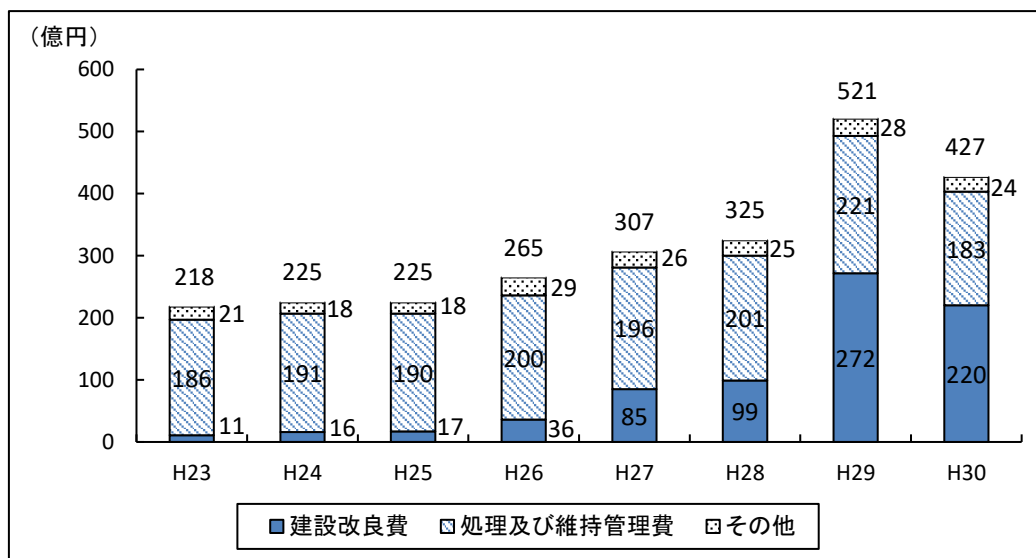
(一般廃棄物処理事業実態調査)

表 2-1-1 一般廃棄物処理施設の状況 (平成 30 年度)

(8) 一般廃棄物の処理経費

一般廃棄物の処理経費は、施設建設等に伴う一時的な経費である建設改良費と、処理事業の実施及び処理施設の維持管理に伴う継続的な経費である処理及び維持管理費に大別されています。

建設改良費は、施設の新設・更新のため年度によって増減があり、処理及び維持管理費は、横ばい傾向にあります。平成30年度の処理経費は、建設改良費が約220億円、処理及び維持管理費が約183億円となっています。



(一般廃棄物処理事業実態調査)

※「その他」には、家庭用生ごみ処理機の助成費などが計上されています。

図 2-1-8 処理経費の推移

処理経費を県民総人口で割った1人当たりの年間経費の過去10年間の平均は、13,817円となります。そのうち、3,751円(27.1%)が建設改良費、9,019円(65.3%)が処理及び維持管理費となっています。

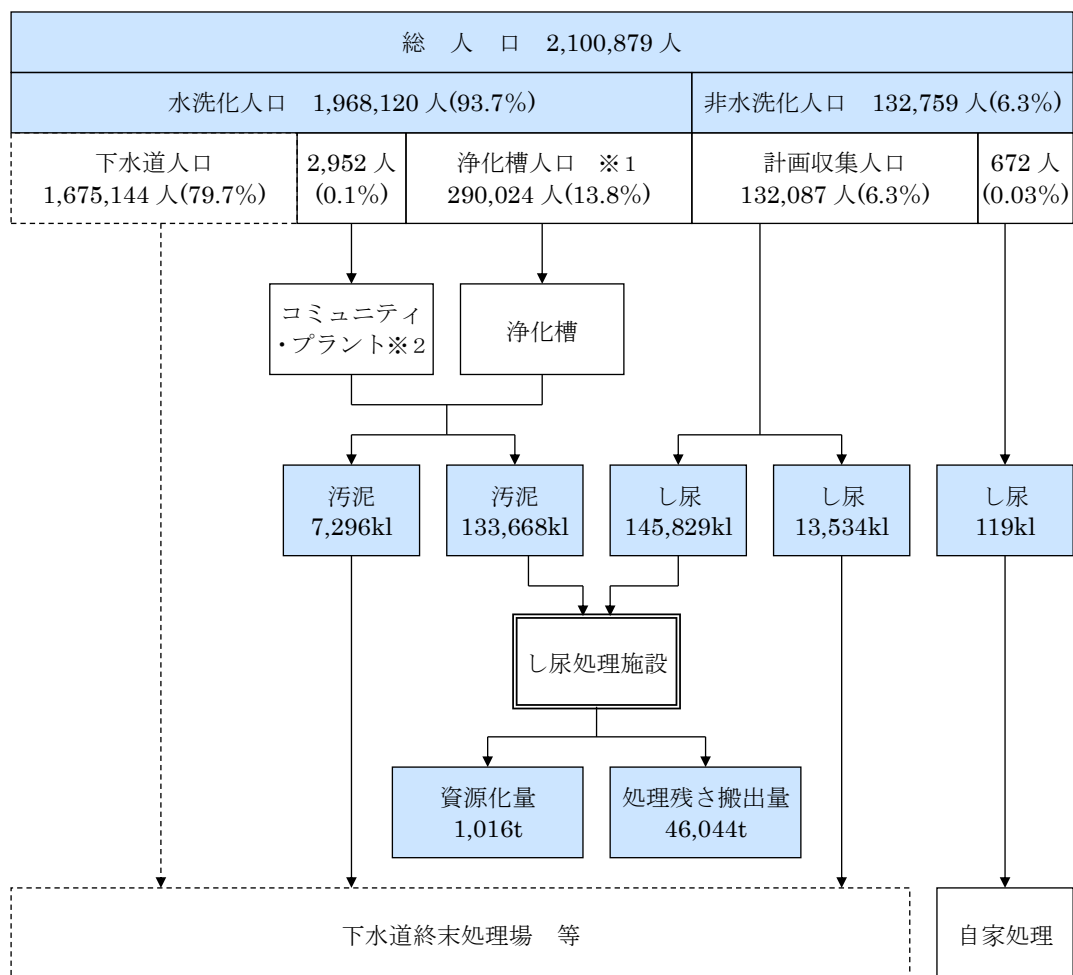
分別回収の種類を多くするなど分別方法を細分化するほど、また、排ガス処理装置の高度化など有害物質の処理対策を推進するほど、処理経費は増加します。

熱利用及び環境対策を積極的に推進することが求められる反面、コストが増加することも懸念されるため、市町村等では、費用対効果について環境と経済の両面から検討しています。

(9) し尿処理の現状

ア し尿の排出量、処理量等

し尿の水洗化人口は、平成 30 年度末では 93.7%となっており、その内訳は公共下水道人口が 79.7%、浄化槽人口が 13.8%等となっています。



(一般廃棄物処理事業実態調査)

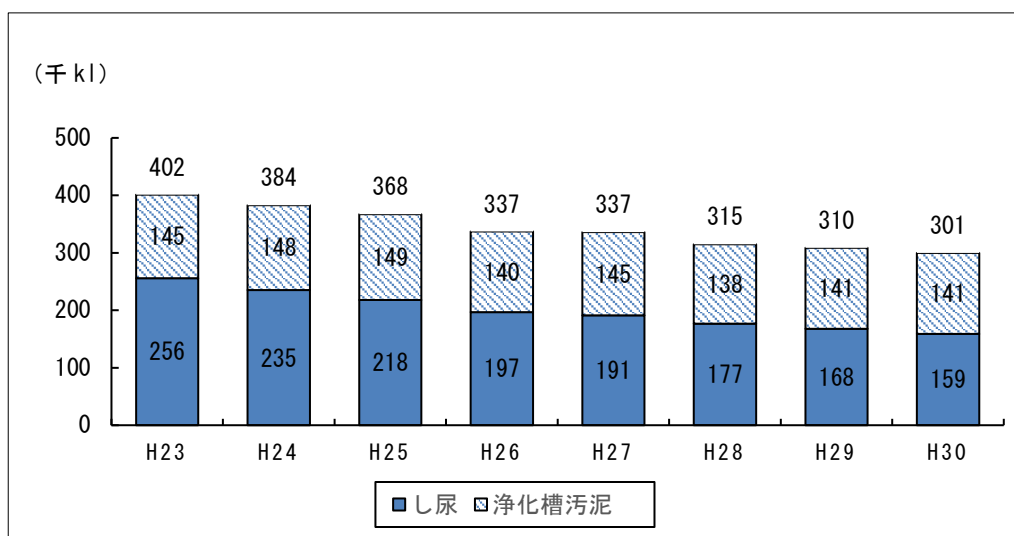
※ 1 浄化槽人口: 合併処理浄化槽人口 (= 農業集落排水施設人口 + その他の合併処理浄化槽人口) + 単独処理浄化槽人口

※ 2 コミュニティ・プラント: 複数の住宅から排出されるし尿と生活雑排水を共同処理する施設

図 2-1-9 し尿の排出及び処理フロー (平成 30 年度)

イ し尿の処理量

下水道等の整備普及に伴い、処理量は減少しています。



(一般廃棄物処理事業実態調査)

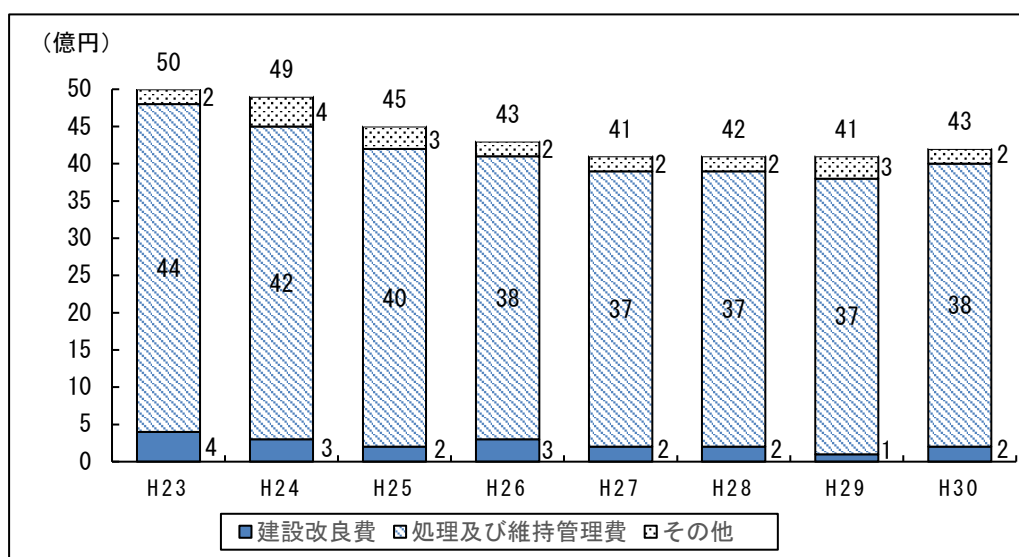
図 2-1-10 し尿処理量の推移

ウ し尿の処理経費

し尿の処理経費は、ごみ処理施設の経費と同様に、施設建設等に伴う一時的な経費である建設改良費と、処理施設での処理及び処理施設の維持管理に伴う継続的な経費である処理及び維持管理費に大別されています。

し尿の処理経費は、処理量の減少に伴って減少傾向にあります。

し尿の処理経費を利用人口（非水洗化人口及び浄化槽人口の合計）で割った1人当たりの年間経費の過去10年間の平均は、9,214円となります。



(一般廃棄物処理事業実態調査)

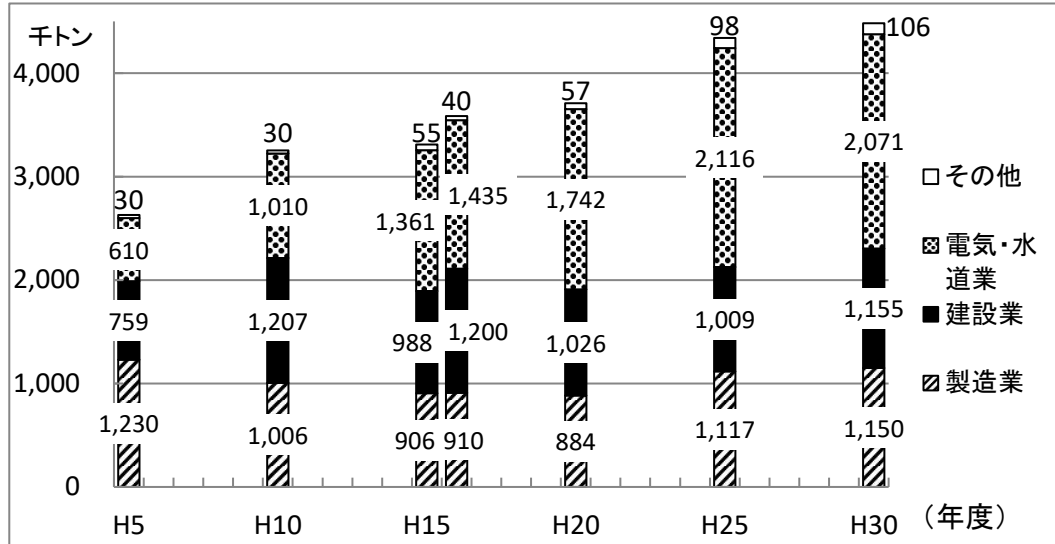
図 2-1-11 し尿の処理経費の推移

2 産業廃棄物の現状

(1) 産業廃棄物の排出量

平成 30 年度の排出量は、約 448 万 2 千トンとなっています。電気・水道業が約 207 万 1 千トンで最も多く、次いで建設業が約 115 万 5 千トン、製造業が約 115 万トンとなっています。

建設業と製造業は増加傾向に、電気・水道業は減少傾向にあります。



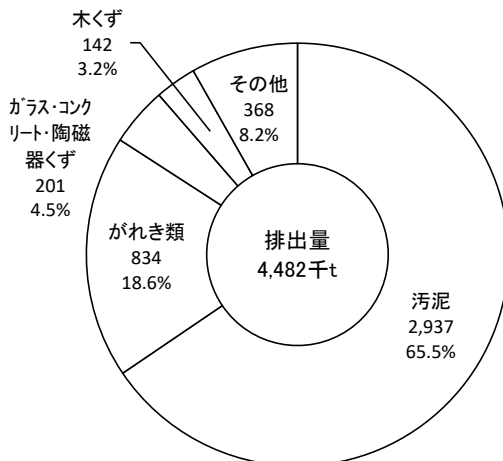
(長野県産業廃棄物実態調査)

図 2-1-12 業種別の産業廃棄物排出量の推移

(2) 産業廃棄物の種類別の排出量

平成 30 年度の排出量を種類別にみると、汚泥が 65.5%の約 293 万 7 千トンで最も多く、次いで、がれき類が 18.6%の約 83 万 4 千トン、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 4.5%の約 20 万 1 千トン、木くずが 3.2%の約 14 万 2 千トン等となっており、この 4 種類で排出量の 91.8%を占めています。

排出量の 6 割以上を占める汚泥のうち、上下水道業から排出される汚泥は、排出量の 46%と、ほぼ半数を占めています。



<上下水道汚泥>

上下水道業から排出される汚泥は、事業活動から生じるため、産業廃棄物に分類されます。

上下水道業から排出される汚泥のほとんどは、下水処理場で汚水を処理する際に発生する下水汚泥です。

(長野県産業廃棄物実態調査)

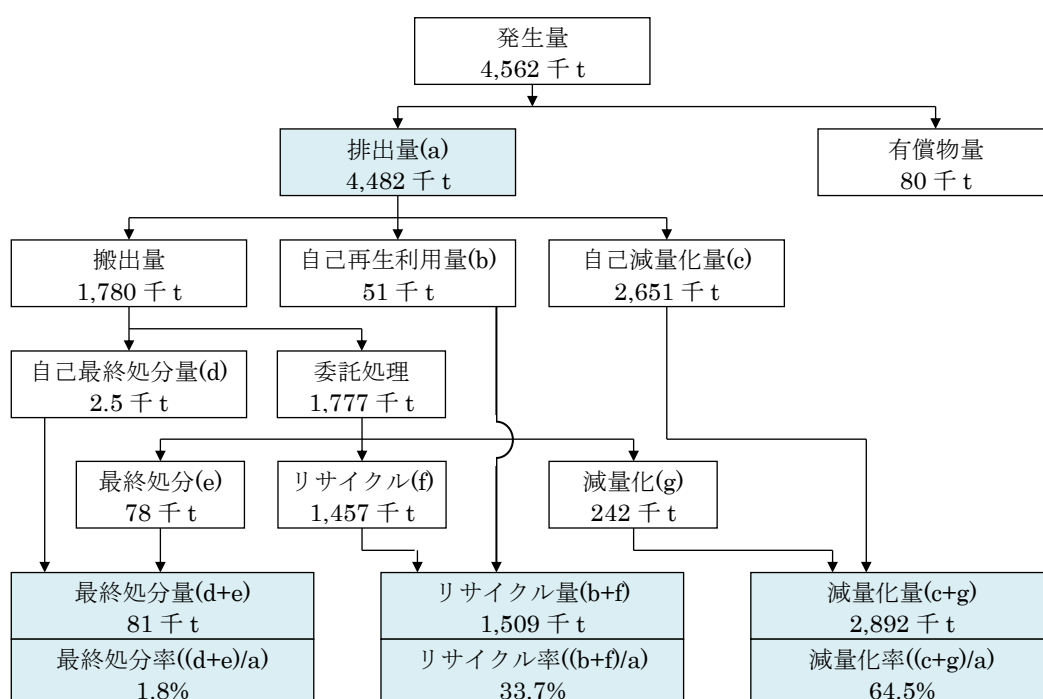
図 2-1-13 種類別の排出量 (平成 30 年度)

(3) 産業廃棄物の処理量

平成 30 年度の処理量をみると、排出量約 448 万 2 千トンのうち、排出事業者自らの中間処理による減量化量約 265 万 1 千トン及び自己再生利用量約 5 万 1 千トンを除いた搬出量は、約 178 万トンとなっています。

搬出量のほとんどが産業廃棄物処理業者によって処理されており、委託処理量約 177 万 7 千トンのうち、中間処理による減量化量が約 24 万 2 千トン、再生利用量が約 145 万 7 千トン、最終処分量が約 7 万 8 千トンとなっています。

最終的に、減量化量が約 289 万 2 千トンで 64.5%、リサイクル量が約 150 万 9 千トンで 33.7%、最終処分量が約 8 万 1 千トンで 1.8%となっています。



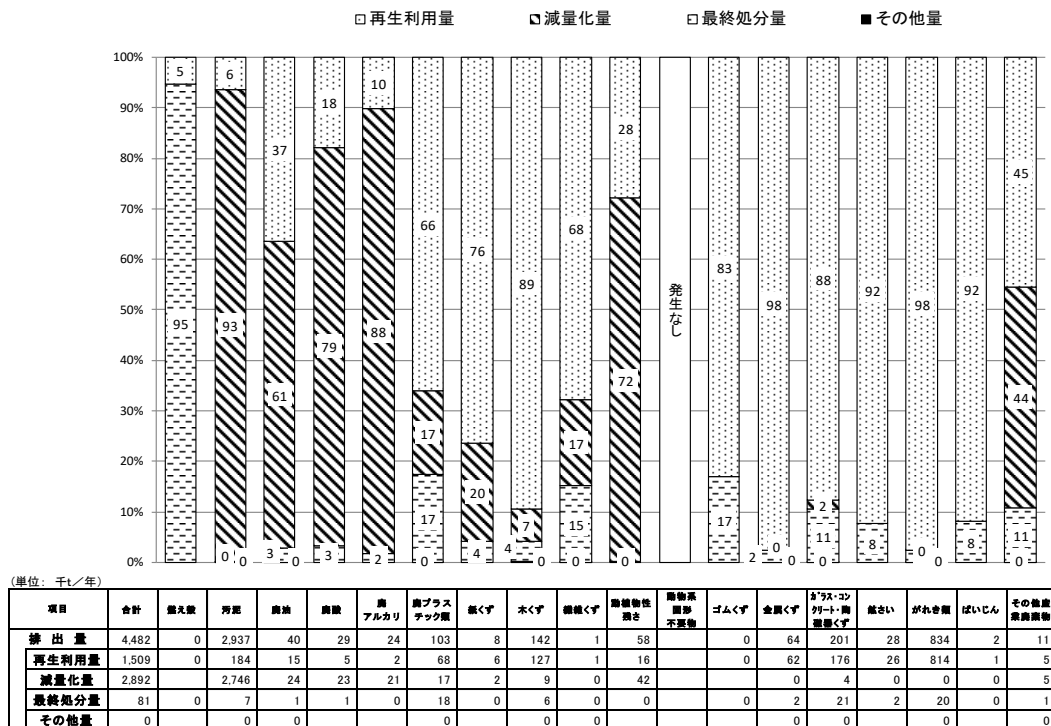
図中の%は排出量に対する割合です。
数値の表示については、四捨五入しているため総数と個々の数値の合計が一致しないものがあります。

(長野県産業廃棄物実態調査)

図 2-1-14 産業廃棄物の処理フロー (平成 30 年度)

(4) 産業廃棄物の種類別の処理状況

平成 30 年度の種類別に処理状況をみると、金属くずやがれき類の再生利用量は多く、ほとんどが再生利用されていますが、燃え殻は最終処分量が、汚泥は減量化量がそれぞれ多く、どちらもリサイクル量は低くなっています。



注1) 図表中の廃棄物の種類は、排出量に対する処理の割合を示すために、中間処理により種類が変わった場合であっても、発生時の種類で捉えている。【種類別: 無変換】
 注2) 図中の数値は、四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しないものがある。

(長野県産業廃棄物実態調査)

図 2-1-15 種類別の処理状況 (平成 30 年度)

(5) 産業廃棄物の種類別のリサイクル量

平成 30 年度の再生利用量は、約 150 万 9 千トンとなっており、排出量の 33.7% を占めています。種類別にみると、がれき類が約 81 万 4 千トンで最も多く、次いでガラス・コンクリート・陶磁器くずが約 17 万 6 千トン、有機性汚泥が約 13 万 9 千トン等となっています。

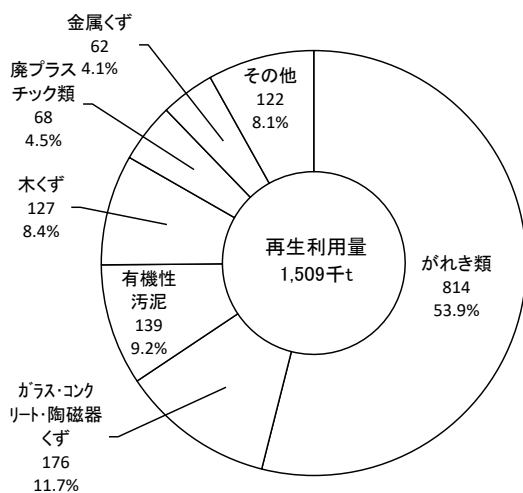


図 2-1-16 種類別のリサイクル量 (平成 30 年度)

< 中間処理後の産業廃棄物の約 96% を再生利用 >

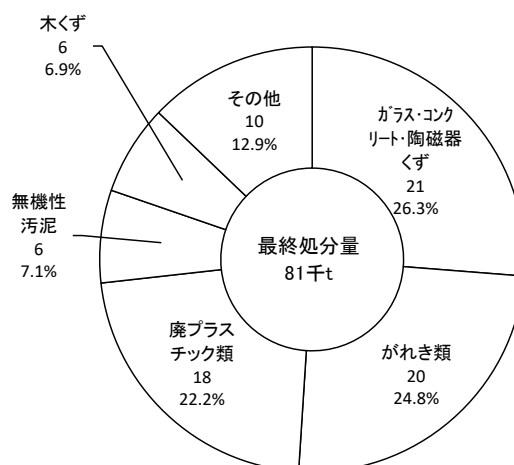
産業廃棄物は、脱水、焼却、破砕等の中間処理により減量化、減容化、無害化されます。中間処理により産業廃棄物は 448 万 2 千トンから 159 万トンに減量化されますが、そのうち約 150 万 9 千トンは再生利用され、残り約 8 万 1 千トンが最終処分されています。

(長野県産業廃棄物実態調査)

(6) 産業廃棄物の種類別の最終処分量

平成 30 年度最終処分量は、約 8 万 1 千トンとなっており、排出量の 1.8% が最終処分されています。

種類別にみると、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが約 2 万 1 千トンで最も多く、次いで、がれき類が約 2 万トン、廃プラスチック類が約 1 万 8 千トン等となっています。



(長野県産業廃棄物実態調査)

図 2-1-17 種類別の最終処分量(平成 30 年度)

(7) 産業廃棄物処理施設の設置状況

ア 中間処理施設

令和元年度末現在、産業廃棄物の中間処理施設(廃棄物処理法の許可を受けた施設)は 506 施設となっています。

最も施設数の多い破碎施設は 413 施設で、処理能力の合計は 158,923 トン/日となっています。

区分	施設数	処理能力
焼却施設	53	1,449t/日
破碎施設	413	158,923t/日
脱水施設	26	1,756m ³ /日
その他の施設	14	827m ³ /日
合計	506	—

(令和元年度 資源循環推進課)

表 2-1-2 産業廃棄物の中間処理施設(許可施設)の状況(長野市を含む)

イ 最終処分場

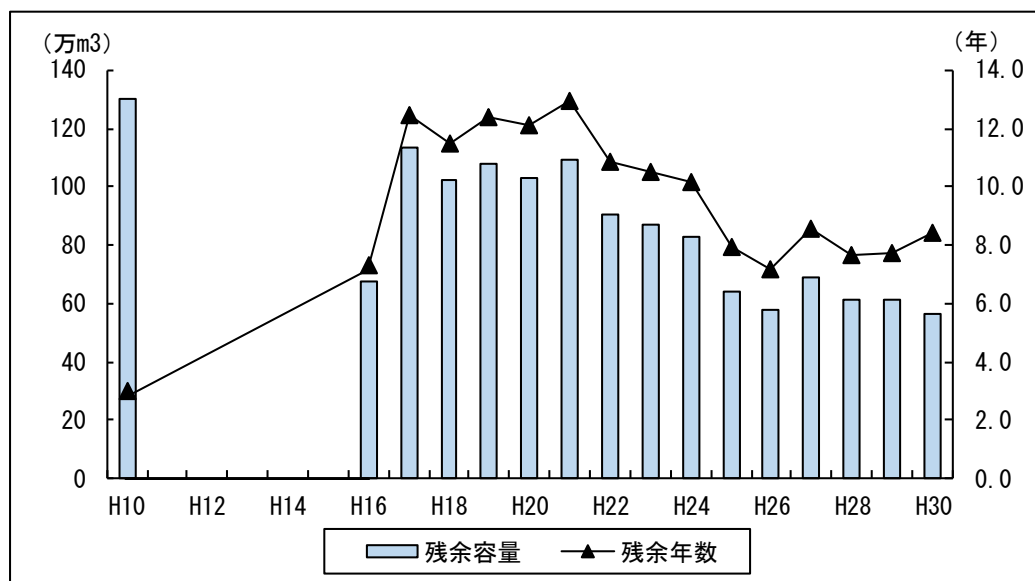
令和元年度末現在、産業廃棄物の最終処分場(廃棄物処理法の許可対象外施設を含む。)は 25 施設となっています。また、平成 30 年度末現在、合計の残余容量は約 56 万立方メートルとなっています。

最終処分場の残余年数は 8.4 年となっており、産業廃棄物の最終処分量は横ばいの傾向にあります。

区 分	施設数	うち処理業者	H30 年度末残余容量
		施設数	
安定型	19	14	473,752 m ³
管理型	4	4	87,030 m ³
遮断型	2	2	479 m ³
合 計	25	20	561,261 m ³

※長野市を含む。埋立が終了した最終処分場を除く。(令和元年度 資源循環推進課)

表 2-1-3 最終処分場の状況



残余年数 (年) = 最終処分場残余容量 (m³) ÷ 産業廃棄物最終処分量 (t/年)
(t と m³ の換算比を 1 とする)

(平成 30 年度 資源循環推進課)

図 2-1-18 最終処分場の残余容量・年数の推移

3 食品ロスの現状

(1) 食品ロスを取り巻く状況

現在、日本の食料自給率（カロリーベース）は37%（平成30年度）で、海外からの食料輸入に大きく頼っている一方、まだ食べることができる食品が生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。また、全国では7人に1人が生活困難家庭で、子どもの貧困も深刻な状況にあります。

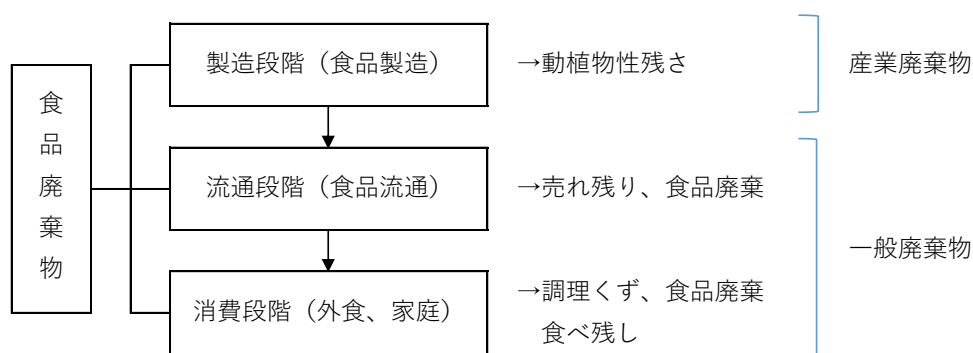
さらに、平成27年には、国際連合総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2030年までに食料の損失・廃棄を削減させることが掲げられるなど、食品ロス削減は国際的にも重要な課題となっています。

そのような状況の中、この課題に取り組むため、令和元年5月、国において議員発議により「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立し、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが定められました。

私たち一人一人が、まだ食べることができる食品を無駄にせず、食糧支援を求める家庭へフードドライブにより提供するなど、食品ロスを減らしていくことが重要です。

(2) 本計画における食品廃棄物・食品ロスとは

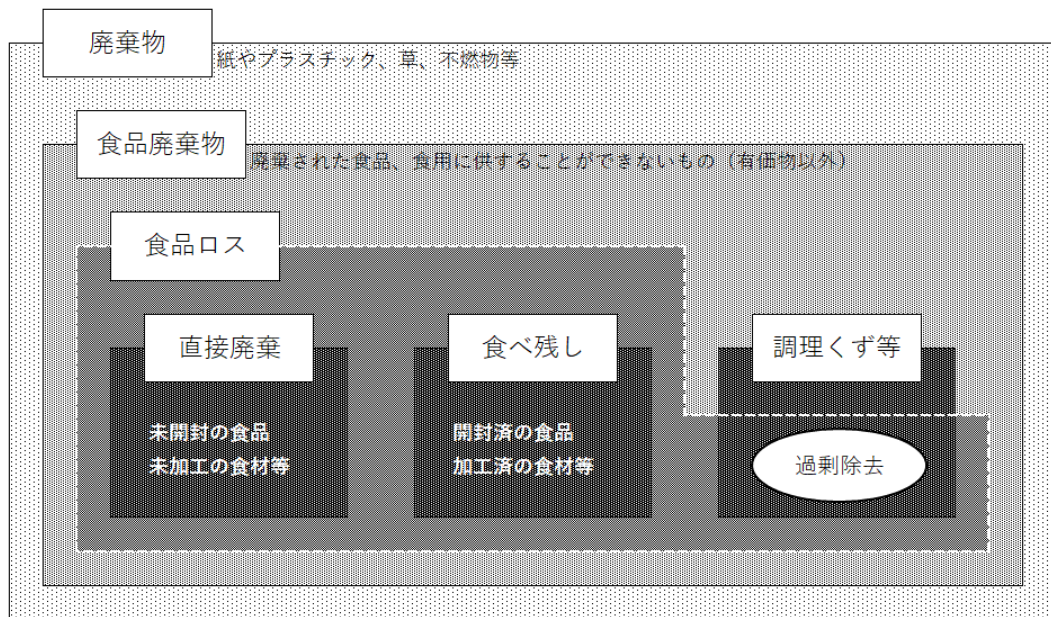
食品廃棄物は、産業廃棄物として食品製造業から、一般廃棄物として事業系は食品流通業及び外食産業から、家庭系は家庭から排出されたものを指します。



（環境省 HP）

図 2-1-19 食品廃棄物の範囲

食品ロスとは、食品廃棄物に含まれるもので、本来食べられるにも関わらず捨てられる食品のことを指します。具体的には、食べ残し、過剰除去、直接廃棄、規格外品、売れ残り等が該当します。

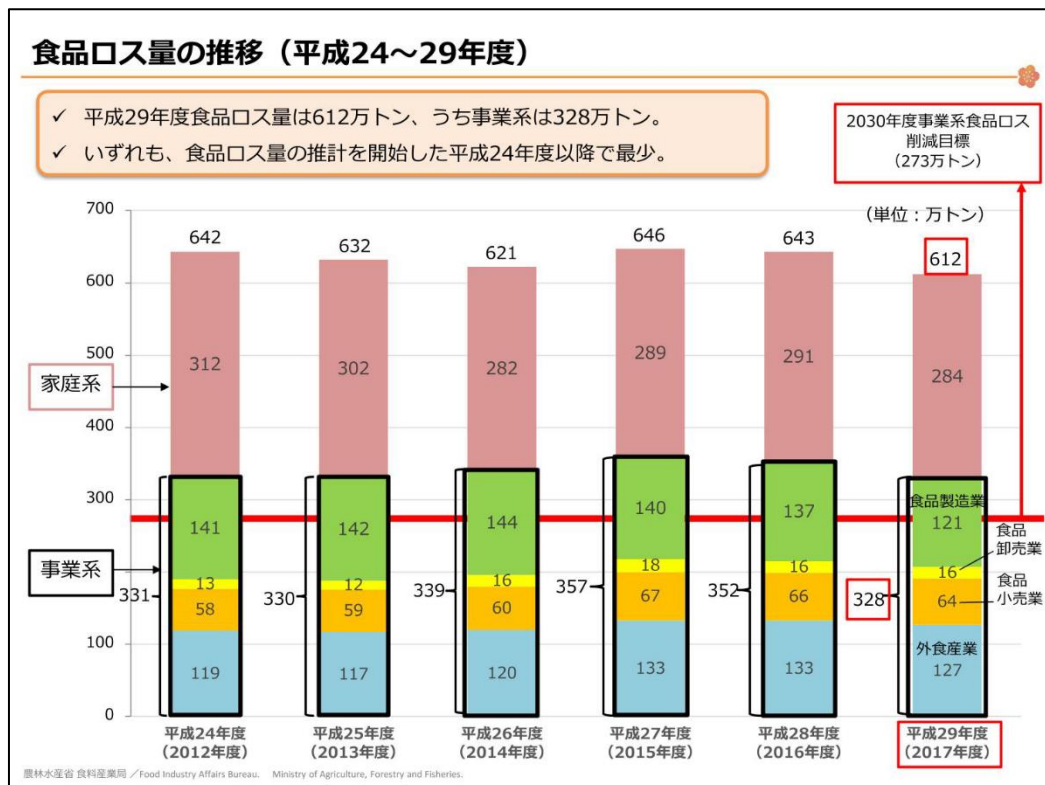


(資源循環推進課)

図 2-1-20 食品ロスの範囲

(3) 全国の食品ロス排出量の推計

平成 29 年度の全国における食品ロス量は約 612 万 t、このうち食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は約 328 万 t と推計されており、食品ロス量の推計を開始した平成 24 年度以降で最少となっています。



(農林水産省 HP)

図 2-1-21 全国の食品ロス量の推移

(4) 県内の食品ロス削減の状況

食品ロス削減にあたっては、消費者、行政、事業者それぞれが主体となって取り組む必要があることから、各主体の取組状況について調査しました。

ア 県民（消費者）の取組状況

令和2年2月、県民に対し、食品ロス削減に向けた取組状況について、県政モニターアンケートを実施しました。

それによると、「食べ残しをしない」「必要な食材を必要な量だけ買う」の実践率は約9割、「賞味期限・消費期限間近な食品から購入する」の実践率は約5割、「フードバンク活動などへ食品を提供する」の実践率は1割に満たない状況となっています。

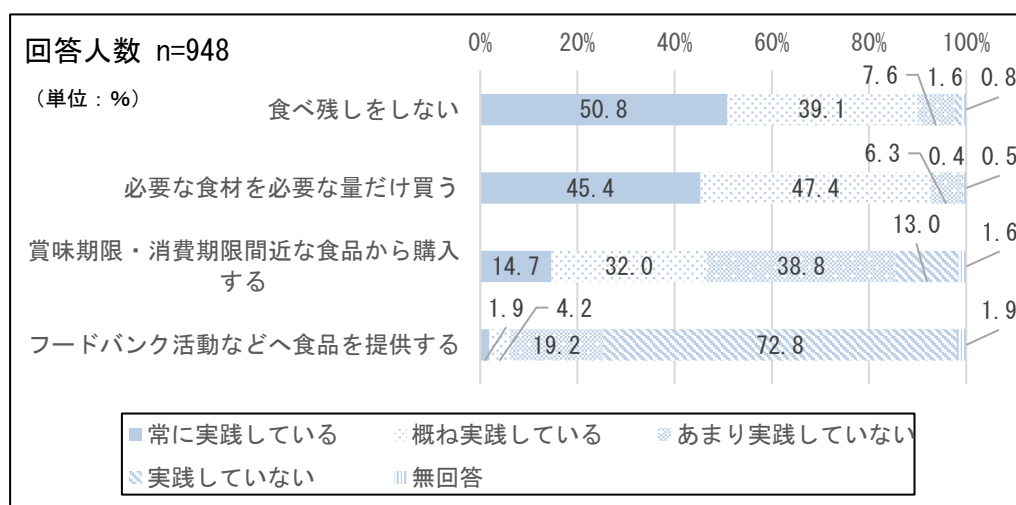
【調査方法】

調査地域：長野県全域

調査対象者：県政モニター（県内在住の18歳以上の男女）
1,250人（無作為抽出1,148人、公募102人）

調査方法：郵送又はインターネット

調査期間：令和2年2月7日（金）～17日（月）



(令和元年第4回県政モニターアンケート)

図 2-1-22 県民の食品ロス削減に向けた取組実践状況

イ 市町村の状況

令和2年6月、県内市町村に対し、食品ロス削減に向けた取組状況調査（令和4月1日時点）を実施しました。

家庭での食品ロス削減の呼びかけを行っているのは、77市町村中48市町村（62%）となっており、呼びかけの内容は、「買いすぎない」が36市町村と最も

多く、次いで「食材を使い切る」が29市町村となっています。

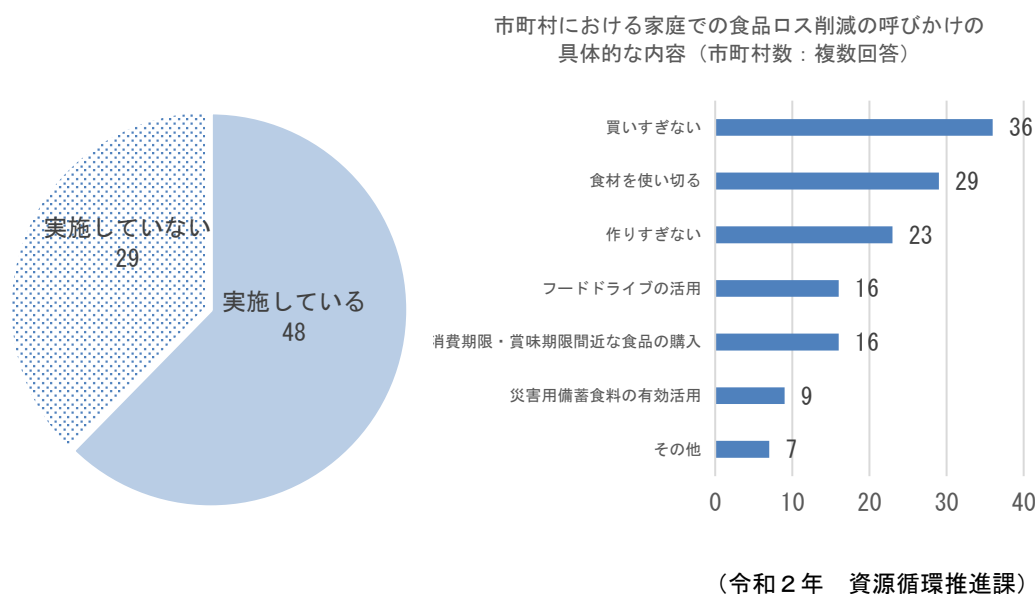


図 2-1-23 家庭での食品ロス削減の呼びかけを行っている市町村数

「残さず食べよう！30・10 運動²」等の取組により、外出（宴会）での食品ロス削減を呼びかけているのは、77 市町村中 66 市町村（86%）、今後実施する予定は7市町村（9%）となっており、全県に浸透してきています。

また、市町村が行う食品ロス削減の広報では、市町村が発行している広報誌やポスターが多い一方、SNS やアプリを用いた広報は少ない状況です。

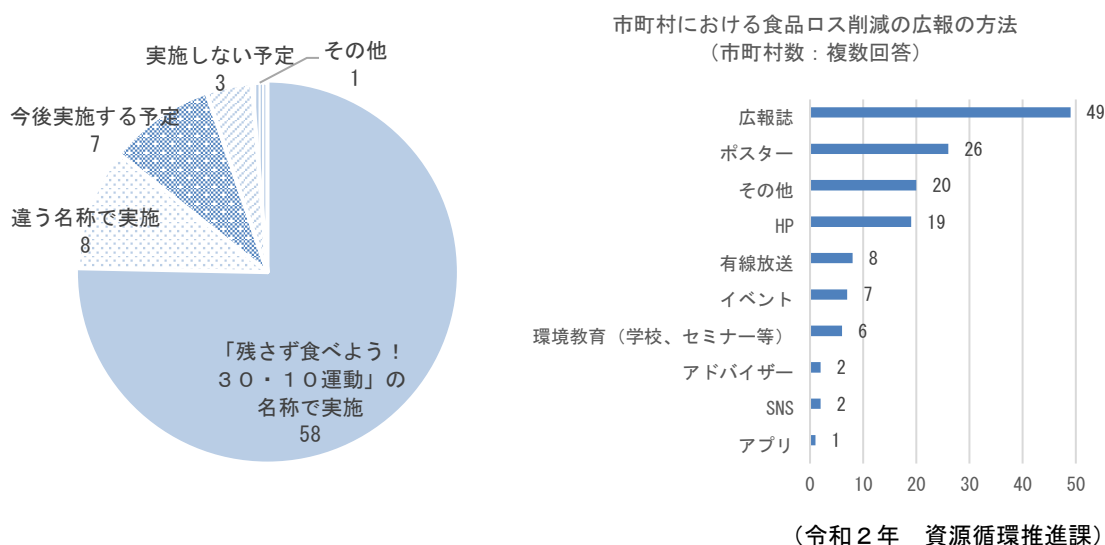
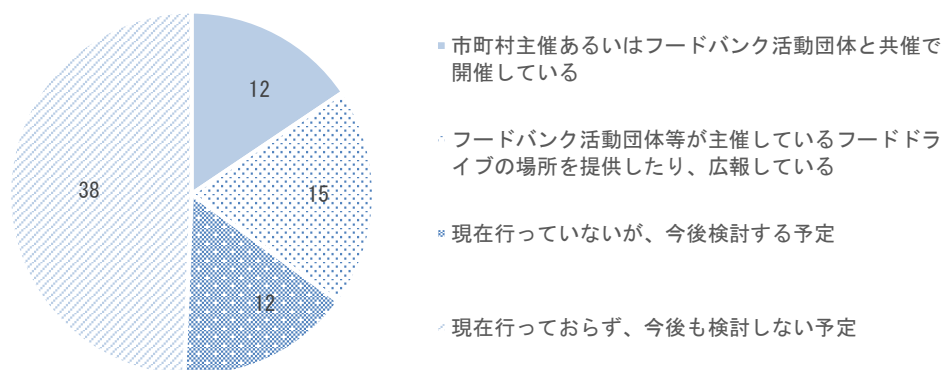


図 2-1-24 外出（宴会）での食品ロス削減の呼びかけを行っている市町村数

² 宴会開始後、最初の30分間と最後の10分間は自分の席についてお料理を楽しみ、食べ残し（食品ロス）を減らそうという運動。

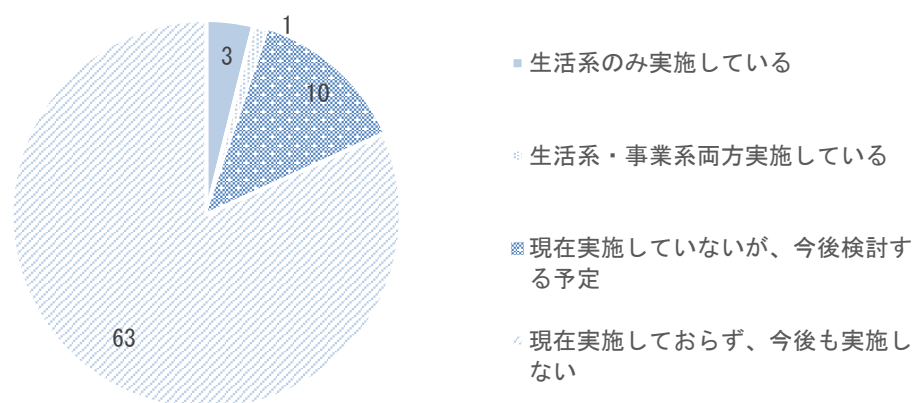
フードドライブ³に関する取組について、「市町村主催あるいはフードバンク活動団体と共催で開催している」と「フードバンク活動団体等が主催しているフードドライブの場所を提供したり、広報している」市町村は合わせて 77 市町村中 27 市町村 (35%)、「現在行っていないが、今後検討する予定」が 12 市町村 (16%)、「現在行っておらず、今後も検討しない予定」が 38 市町村 (49%) となっており、約半数の市町村において実施されていない状況です。



(令和2年 資源循環推進課)

図 2-1-25 フードドライブに関する取組を行っている市町村数

食品ロス実態把握調査の実施状況について、生活系のみ実施している市町村は 77 市町村中 3 市町村 (4%) で、「生活系・事業系両方実施している」が 1 市町村 (1%)、「現在実施していないが、今後検討する予定」が 10 市町村 (13%)、「現在実施しておらず、今後も実施しない」が 63 市町村 (82%) となっています。



(令和2年 資源循環推進課)

図 2-1-26 食品ロス実態把握調査の実施市町村数

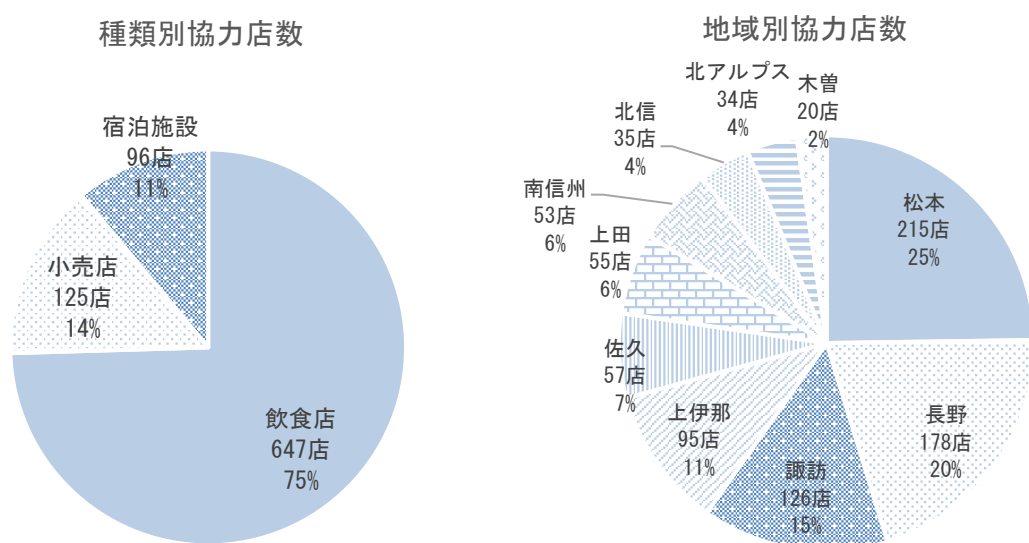
³ 各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄付する活動

ウ 食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～協力店登録数の状況

令和元年度末現在の「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店登録数は868店（飲食店647、小売店125、宿泊施設96）となっています。

種類別では飲食店が75%を占め、次いで小売店が14%、最も少ない宿泊施設が11%となります。

地域別では、松本地域が25%と最も多く、次いで長野地域が20%となり、合わせると半数近くを占めます。



(令和2年 資源循環推進課)

図 2-1-27 食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～協力店登録数

<松本市の事業系ごみの内訳>

(松本市)

松本市では、事業系ごみの組成調査を行っています。

平成30年度の調査結果によると、事業系ごみの内訳として多いのは、生ごみ、プラスチック類、紙ごみです。中でも飲食店、小売店、宿泊施設の生ごみは5割以上を占めています。

なお、同様の調査を行っている北九州市や西宮市においても同様の傾向が見られています。

<松本市 平成30年度の可燃ごみの組成・食品ロス調査> (単位：割合%)

区分	家庭系 可燃ごみ	飲食店	小売店	宿泊 施設	集合 住宅	事業所
生ごみ	38.3	50.8	60.2	68.7	31.1	18.8
食品ロス	14.0	34.8	31.0	16.8	-	-
調理くずのうち可食部	5.0	2.2	1.2	2.5	-	-
食べ残し	2.3	28.5	14.3	14.2	-	-
手付かず食品	6.7	4.1	15.5	0.1	-	-
調理くず	22.9	14.9	29.2	47.8	-	-
食品以外	1.4	1.1	0.0	4.1	-	-
生ごみ以外	61.7	49.2	39.8	31.3	68.9	81.2
プラスチック類	17.3	16.7	28.6	9.2	20.0	30.6
リサイクル可能な割合	8.3	10.2	8.2	2.0	11.8	8.7
紙類	35.5	28.3	10.5	18.2	40.2	35.0
リサイクル可能な割合	19.0	8.0	2.9	5.1	20.8	14.0
布類	1.6	0.9	0.0	0.0	4.3	5.8
リサイクル可能な割合	1.6	0.0	0.0	0.0	4.2	5.8
その他(木竹類、金属類等)	7.3	3.3	0.7	3.9	4.4	9.8
可燃ごみ全体に占める水分割合	42.3	57.4	48.7	64.7	41.2	31.8

※事業系ごみに含まれるプラスチック類のうち、集合住宅から排出されるもの及び事業形態に関わらず個人消費のものは一般廃棄物に該当します。そこで、事業系ごみにおいても、一般廃棄物のリサイクル可能な割合を把握できる可能性があるため分類したものです。

<須坂市の食品ロス内訳>

(須坂市)

須坂市が令和元年10月に実施した家庭ごみの展開検査では、ごみ総量に占める生ごみの割合が61.6% (重量比)、その内、食べられるのに捨てられている食品ロスは6.4%となっています。

(写真は展開検査で出てきた食品ロス)

